

# 災害時帰宅支援ステーション 事業者用ハンドブック



平成20年 6月 発行  
平成22年12月 改訂  
平成26年 2月 改訂  
平成29年12月 改訂  
令和 5年 1月 改訂



九都県市地震防災・危機管理対策部会

埼玉県 ・ 千葉県 ・ 東京都 ・ 神奈川県  
横浜市 ・ 川崎市 ・ 千葉市 ・ さいたま市 ・ 相模原市



# 目次

はじめに	1	第7 情報等の入手先	21
第1 災害時帰宅支援ステーションとは	2	1 九都県市防災・ 危機管理対策委員会	21
1 コンビニエンスストア、 ファミリーレストラン等	2	2 防災情報	21
2 ガソリンスタンド	2	3 ラジオ放送局	22
第2 災害時帰宅支援ステーションの 運営フロー	3	第8 災害時帰宅支援ステーション 協力事業者	24
第3 帰宅困難者に対する支援内容	4	1 九都県市の協定に基づく 災害時帰宅支援ステーション	24
1 水の提供	4	2 各都県市の協定に基づく 災害時帰宅支援ステーション	25
2 トイレの提供	4		
3 情報の提供	4		
4 休憩場所の提供	4		
第4 帰宅困難者の支援に関するQ&A	5		
第5 いざというとき役立つ知識	7		
手当の方法	7		
1 打撲	7		
2 ねんざ・脱臼	7		
3 骨折	7		
4 やけど	7		
5 外傷や出血	7		
6 貧血・気分が悪い	7		
第6 災害発生時の安否確認の方法	8		
1 「災害用伝言サービス」への 伝言の登録・確認	8		
2 通信各社災害用伝言板への登録	12		
3 「J - anpi」による安否情報の確認	20		
4 各事業者サービスの体験利用日	20		

## 目次 やさしい日本語 (にほんご)

第1	災害時帰宅支援ステーション (さいがいじ きたく しえん すていしょん)……………	26
第2	災害時帰宅支援ステーション (さいがいじ きたく しえん すていしょん) の運営 (うんえい) フロー (ふろー) ……………	27
第3	帰宅困難者 (きたく こんなんしゃ) 支援 (しえん) <たすける> ……………	28
第4	帰宅困難者 (きたく こんなんしゃ) を たすけるQ&A ……	29
第5	けがの知識 (ちしき) ……………	32

## はじめに

大規模な地震等により電車、バス等の交通機関が運行を停止した場合、多くの方々が、職場や学校、買い物先などからすぐに自宅に帰れなくなることが予想されます。

平成 23 年 3 月 11 日に東北地方太平洋沖地震が発生した際には、首都圏においても多くの公共交通機関の運行に支障が生じ、鉄道等を使って通勤・通学している人々の帰宅手段が閉ざされ、約 515 万人（内閣府推計）に及ぶ帰宅困難者が発生しました。

こうした背景を踏まえ、国等では「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」において関係機関と検討を行い、平成 24 年 9 月に最終報告をとりまとめ、帰宅支援体制の確保を進めているところです。

九都県市では、交通機関の運行停止等により、職場などに取り残され、徒歩で帰宅せざるを得なくなってしまった方々を支援するために、コンビニエンスストア、ファーストフード、ファミリーレストラン等の事業者と「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」を締結し、大規模災害時の帰宅困難者支援対策に共同で取り組んでいます。

なお、平成 17 年 8 月からこれまでに協定を締結した事業者・団体数は 29、九都県市域内の店舗数は 3 万 2 千店を超えています。（令和 3 年 8 月現在）

また、この他にも各都県市では、個別にガソリンスタンド事業者等と帰宅困難者支援のための協定を締結しており、災害時の協力体制をとっています。

このハンドブックは、災害発生時に、協定に基づき支援を実施していただける事業者様向けに、帰宅困難者への対応方法等について紹介するものです。

災害時帰宅支援ステーションとしての活動についてご理解をいただくとともに、万一、災害が発生し、帰宅困難者から助けを求められた時には、各店舗において、可能な限りの支援の実施にご協力のほどお願いいたします。

### 関連用語

- 災害時帰宅支援ステーション  
帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するための施設。
- 一時滞在施設  
最長で発災から 3 日間程度、帰宅困難者等を受け入れるための施設。
- 避難所  
発災から 2 週間程度（状況により異なる）、地域の避難住民を受け入れるための施設。

# 第1 災害時帰宅支援ステーションとは

通勤、通学、買い物、行楽などで外出中の人々は、大規模な地震等が発生し、交通機関が運行を停止すると、自宅が遠距離にあるため帰宅できなくなることや、徒歩で帰宅せざるを得なくなることがあります。こうした人たちを「帰宅困難者」といいます。

「災害時帰宅支援ステーション」では、災害時に、「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」に基づき、帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報などを提供することになっており、下記のステッカーを掲示します。

## 1 コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等



## 2 ガソリンスタンド



埼玉県



千葉県

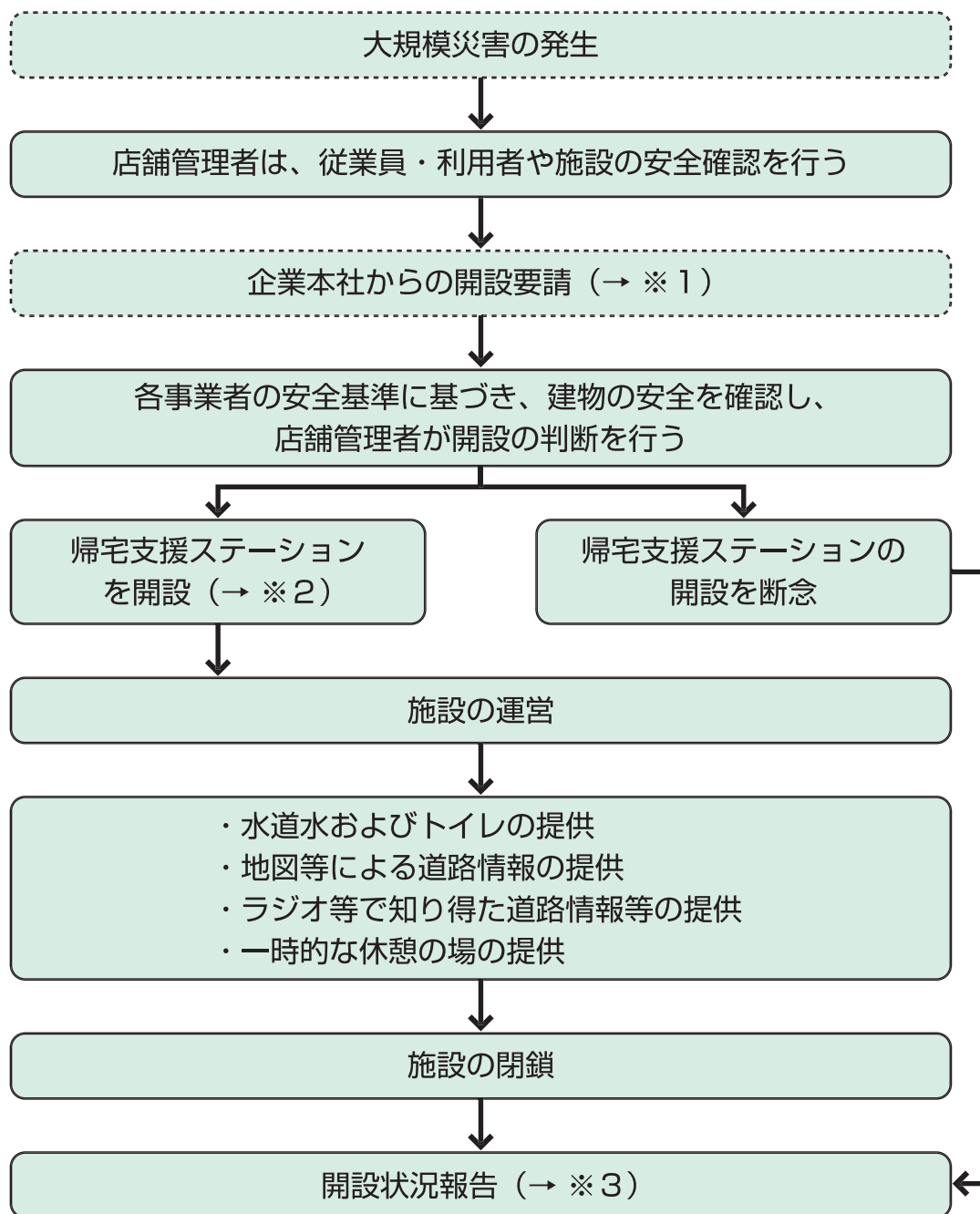


東京都



神奈川県

## 第2 災害時帰宅支援ステーションの運営フロー



※1 通信や被害の状況によっては、各店舗にまで要請が届かないこともありえますが、その際は各事業者・店舗が自主的に判断して開設するようにしてください。(→P.5 Q&A4 参照)

※2 開設する際には、店頭の目立つ場所に「のぼり旗」を掲出するようにしてください。(→P.5 Q&A5 参照)

※3 閉鎖後、1ヶ月経過後を目安として、開設状況等についてご報告ください。(→P.6 Q&A11 参照)

## 第3 帰宅困難者に対する支援内容

災害時帰宅支援ステーションでは、店舗への被害がなく、従業員が対応可能な場合に、以下の支援を帰宅困難者の方々にに対して提供してください。

### 1 水の提供



帰宅困難者に対して、水道水を提供してください。

### 2 トイレの提供



帰宅困難者に対して、トイレを提供してください。

### 3 情報の提供



帰宅困難者に対して、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等を提供してください。

### 4 休憩場所の提供

ガソリンスタンドでは、帰宅困難者に一時的な休憩場所としてサービスルームなどの店舗の一部を提供してください。

また、カラオケボックスやファミリーレストラン等のうち、休憩場所の提供も支援内容に含めている店舗では、一時的な休憩場所として、イス席を提供するなどの支援についても配慮をお願いします。

災害時帰宅支援ステーションの取り組みは、九都県市のほか、関西広域連合をはじめ、令和3年10月現在、全国43都道府県にて協定締結され、実施されています。



## 第4 帰宅困難者の支援に関するQ & A

**Q 1 災害時帰宅支援ステーションでは、災害時に必ず支援を行わなくてはならないのか？**

**A 1** 災害発生時は、店舗や経営者・従業員の皆様も被災者となります。店舗の被害や従業員の帰宅等により、帰宅困難者に十分な支援ができないことも予想されますので、「災害発生時の状況に応じて、可能な範囲で支援」を行ってください。例えば、ライフラインが断絶している場合は一時的に休憩の場を提供するだけでも構いません。

**Q 2 災害発生時は「帰宅困難者への支援」と「店舗従業員の帰宅」のどちらを優先すべきか？**

**A 2** 災害発生時に優先するものとしては、まずは従業員・利用者の安全確保であり、次に施設の安全点検となります。施設の安全が確認できたら、店舗従業員は可能な限り帰宅困難者への支援をお願いします。

**Q 3 余震等による建物内部の損壊など、店舗が被害を受けた場合や避難指示等が発令されている場合、近隣で火災が発生した場合等の危険な状況では、支援を中止することができるか？**

**A 3** 建物及びその周辺で火災やがけ崩れ等の危険性がある場合、避難指示が発令されている、または発令の有無が確認できない場合には、帰宅困難者に対する支援を中止してください。

**Q 4 災害発生後、企業本社からの開設要請がない場合は、どうすべきか？**

**A 4** 企業本社の被害が大きい場合には、開設要請の手続きがとれない可能性もあります。店舗の被害状況、建物の安全を確認したうえで、公共交通機関が運行を停止している場合は、各事業者・店舗が自主的に判断して、開設するようにしてください。

**Q 5 配布されているのぼり旗は、どのように使うのか？**

**A 5** ①ポールがある場合  
⇒ポールを利用して「のぼり旗」を掲出してください。  
②ポールがない場合  
⇒「のぼり旗」を店頭の窓や壁等、徒歩帰宅者から分かりやすい場所に貼り出すようにしてください。

**Q 6 帰宅困難者に飲料水等の商品を販売してもよいのか？**

**A 6** 協定は、帰宅困難者に対して商品等の無償提供を求めるものではありません。飲料水の販売やコピー機の使用、携帯電話の充電などの無償提供は、事業者や店舗の判断により実施してください。

**Q 7 水道水はどのような方法で提供すればよいのか？**

**A 7** 可能であればマグカップ、湯飲み、紙コップ等を水道蛇口付近に置いていただき、水道水を提供してください。

**Q 8 水道水が提供できない場合は、どのようにすればよいのか？**

**A 8** 水道水が提供できない場合は、「断水により、水道水の提供はできません」などの表示をしていただければ結構です。また、清涼飲料水等の商品を無料で提供する必要はありません。

**Q 9 情報の提供とは、どのようなものを指しているのか？**

**A 9** 帰宅道路に関する情報（道路地図の閲覧）やテレビ・ラジオ等で知り得た被災に関する情報を伝えていただくことを想定しています。

**Q 10 災害時帰宅支援ステーションにおける支援活動は、どのくらいの期間を想定しているのか？**

**A 10** 通勤・通学、買い物など外出中の人々が徒歩で帰宅するまで、概ね7日間程度の期間を想定していますが、状況に応じて各店舗で判断してください。（数時間程度～7日以上支援となっても構いません）

**Q 11 開設状況の報告は、いつ、どのように行うのか？**

**A 11** 被害の状況によりますが、発災から概ね1ヶ月後を目安に、企業本社を通じて、報告を受けることを想定しています。なお、主な報告内容としては、①開設の有無、②開設できなかった場合の理由、を想定しています。

※ 各企業の本社には下記「災害時帰宅支援ステーション 開設状況報告書」の提出を依頼させていただきます。予定です。（報告書の様式は変更となる可能性があります）

災害時帰宅支援ステーション 開設状況報告書（参考）			
事業者名			
報告時点	令和__年__月__日（ ）__時 現在		
店舗・ブランド名	登録店舗数	開設不能店舗数	開設不能となった主な理由
特記事項			
担当 所 属 :			氏 名 :
連絡先 :			

## 第5 いざというとき役立つ知識

### 手当の方法

#### 1 打撲

患部に湿布薬を貼ります。無いときは氷水をビニール袋に詰めて冷やしたり、濡れたタオルなどで腫れを和らげたりします。

#### 2 ねんざ・脱臼

患部に湿布薬を貼って冷します。脱臼なら三角巾や風呂敷で患部の関節が動かないように固定します。

無理にもとに戻そうとすると、神経や血管を損傷させることにもなるので注意します。

#### 3 骨折

患部に添え木をして固定し、布などで縛ります。

添え木はダンボールや雑誌などでも代用できます。患部を動かすのは禁物です。

#### 4 やけど

痛みがとれるまで、水道水などの流水で冷やします。

服の上からやけどをした時は、服を着たまま冷やします。

冷やした後は、清潔なガーゼかタオルで覆います。

#### 5 外傷や出血

傷口が汚れていたら清潔な水で洗い流します。

傷口はできるだけ心臓より高くし、止血するときはガーゼなどを直接傷口に当て、手のひらで強く圧迫します。

それでも止血できないときや、骨折などで圧迫できないときは、傷口より心臓に近い動脈をタオルなどで強く縛って止血します。ただし、30分に1度は緩めて血液の循環を再開させます。

止血の手当を行うときは、感染防止のため血液に直接触れないように、できるだけビニール製やゴム製の手袋またはビニール袋を使用します。

※三角巾は体のどの部分にも使用でき、傷の大きさにとらわれず使用できます。また、止血やガーゼとしても使用でき便利です。

#### 6 貧血・気分が悪い

頭を低く、顔を横にして寝かせます。ベルト、帯、ネクタイなど体を締め付けているものをゆるめます。

風通しの良い、空気の清潔な状態で安静にします。寒いときは毛布を一枚かける程度の保温をしてください。

## 第6 災害発生時の安否確認の方法

### 1 「災害用伝言サービス」への伝言の登録・確認

「災害用伝言サービス」は、地震などの災害発生により、被災地への通信が増加して電話がつながりにくい状況になった場合に利用することができます。

#### (1) NTT東日本

##### ①災害用伝言ダイヤル

### 災害用伝言ダイヤル(171) (電話サービス)

### 伝言の録音

**1 7 1**

ガイダンスが流れます。

暗証番号を利用する録音は **3**

ガイダンスが流れます。

被災地の方はご自宅の電話番号を  
被災地以外の方は被災地の方の電話番号を  
市外局番からダイヤルしてください。

ガイダンスが流れます。

( X X X ) X X X - X X X X

**回転ダイヤル式電話機**      **プッシュボタン式電話機**

ガイダンスが流れます。

ピッ

**録音** (30秒以内で、〇〇避難場所にありますなど、自分の居場所を簡潔にお話ください)

ガイダンスが流れます。

**9 #**      ガイダンスが流れます。

※加入電話、ISDN、公衆電話、ひかり電話(電話サービス)、災害時特設公衆電話からご利用できます。携帯電話等、NTT東日本・西日本以外の通信事業者の電話からのご利用は、各通信事業者へお問い合わせください。

※伝言は被災地の方の電話番号を知っているすべての方が聞くことができます。聞かれないメッセージを残す場合、あらかじめ暗証番号を設定しておく必要があります。

※発信地から被災地電話番号間の伝言の録音・再生にかかる通話料はお客様負担です。  
なお、伝言の録音・再生に伴うサービス料は、無料です。体験利用時においても、災害運用時と同様の料金がかかります。

※電話番号1件あたり最大の伝言蓄積数や保存期間は、災害の状況により異なります。最新の情報は、NTT東日本、NTT西日本公式ホームページ等でご確認ください。

※毎月1日・15日、正月三が日、防災週間(8月30日9時～9月5日17時)、防災とボランティア週間(1月15日9時～21日17時)は体験利用できません。

# 災害用 伝言ダイヤル(171) (電話サービス)

1 7 1



2

ガイダンスが流れます。

暗証番号を利用する再生は **4**

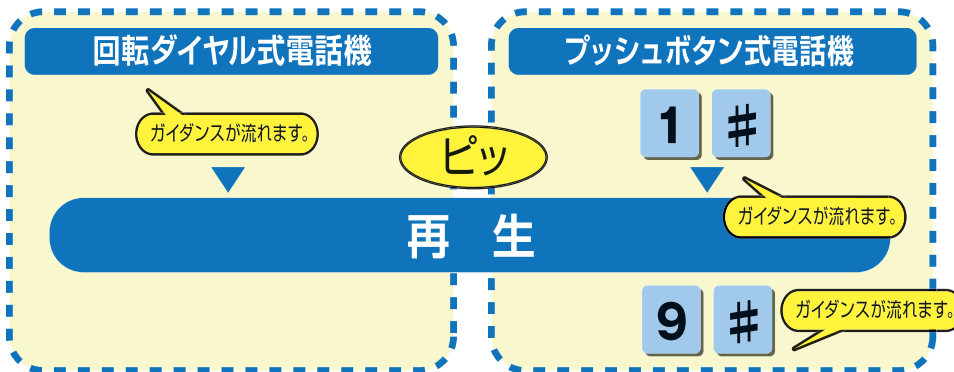


ガイダンスが流れます。

被災地の方はご自宅の電話番号を  
被災地以外の方は被災地の方の電話番号を  
市外局番からダイヤルしてください。

ガイダンスが流れます。

( X X X ) X X X - X X X X



伝言を追加して録音されるときは **3 #**

- ※加入電話、I S D N、公衆電話、ひかり電話（電話サービス）、災害時特設公衆電話からご利用できます。
- ※携帯電話等、NTT東日本・西日本以外の通信事業者の電話からのご利用は、各通信事業者へお問い合わせください。
- ※伝言は被災地の方の電話番号を知っているすべての方が聞くことができます。聞かれないメッセージを残す場合、あらかじめ暗証番号を設定しておく必要があります。
- ※発信地から被災地電話番号間の伝言の録音・再生にかかる通話料はお客様負担です。
- ※なお、伝言の録音・再生に伴うサービス料は、無料です。体験利用時においても、災害運用時と同様の料金がかかります。
- ※電話番号1件あたり最大の伝言蓄積数や保存期間は、災害の状況により異なります。最新の情報は、NTT東日本、NTT西日本公式ホームページ等でご確認ください。
- ※毎月1日・15日、正月三が日、防災週間（8月30日9時～9月5日17時）、防災とボランティア週間（1月15日9時～21日17時）は体験利用できません。

## ②災害用伝言板

# 災害用 伝言板 (web171)

## 伝言の 登 録

### 1 TOP画面

<http://www.web171.jp/>へアクセス。

伝言を登録する伝言板を表示できます。

伝言を登録したい電話番号を入力して、「伝言を登録する」をクリックしてください。

- 電話番号：電話番号を数字のみ、「-」なしで入力してください。
- ※国際電話番号等、入力できない番号があります。

### 2 伝言登録画面

伝言を登録できます。

ひらがな氏名、安否、伝言を入力して、「伝言を登録する」をクリックしてください。

登録した伝言は画面下部に反映されます。

- ひらがな氏名：伝言を登録する方の名前をひらがなで入力してください。
- 安否：あなたの安否状態を選択してください。複数選択できます。
- 伝言：最大100文字まで入力できます。
- ※安否、伝言のどちらかは必ず入力してください。
- ※新しく登録した伝言は、上から順に表示されます。

## 伝言板が複数表示される場合

登録、または確認する電話番号に対して、複数の利用者登録がある場合などには、伝言板が複数個表示されます。

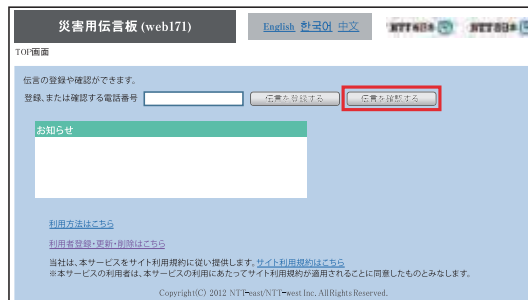
登録したい伝言板の「登録する」をクリックしてください。

# 災害用伝言板 (web171)

# 伝言の 確認

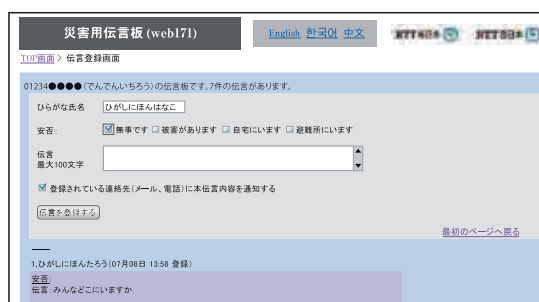
## 1 TOP画面

<http://www.web171.jp/>へアクセス。  
伝言を確認する伝言板を表示できます。  
伝言を確認したい電話番号を入力して、「伝言を確認する」をクリックしてください。  
・電話番号：電話番号を数字のみ、「-」なしで入力してください。  
※国際電話番号等、入力できない番号があります。



## 2 伝言確認画面

伝言の内容を確認します。  
なお、確認後にあなたの伝言を登録することもできます。



## 3 伝言板に伝言がない場合

新たに伝言の登録があった際に通知をメールで受け取ることができます。  
あなたのメールアドレスを入力して、「通知を希望する」をクリックしてください。



## 4 携帯電話番号を入力し、携帯各社の伝言板に伝言がある場合

携帯各社の伝言板に登録されている伝言を確認できます。  
携帯各社の伝言板を参照してください。  
※携帯各社の伝言板では、携帯各社の利用規約が適用されます。



※インターネットへ接続できるパソコン、または携帯電話からでもご利用できます。

※伝言蓄積数：最大 20 件

伝言保存期間：最大 6 ヶ月 (体験利用時は体験利用期間)

1 伝言あたり 100 文字以下

最大の伝言蓄積数や保存期間は、災害の状況により異なります。最新の情報は、NTT 東日本、NTT 西日本公式ホームページ等でご確認ください。

※安否情報の登録、確認等に伴うサービス利用料は無料です。なお、インターネット接続費用やプロバイダー利用料および、ダイヤルアップ接続の場合は通話料等が別途必要となります。また、メールや電話 (音声) による伝言登録内容の通知機能をご利用頂く場合、通知先のお客様のご利用条件によっては通知先のお客様に通話料・通話料が発生します。

体験利用時においても災害運用時と同様の料金がかかります。

※毎月 1 日、15 日、正月三が日、防災週間 (8 月 30 日 9 時～9 月 5 日 17 時)、防災とボランティア週間 (1 月 15 日 9 時～21 日 17 時) は体験利用できません。

## 2 通信各社災害用伝言板への登録


### (1) NTTドコモ

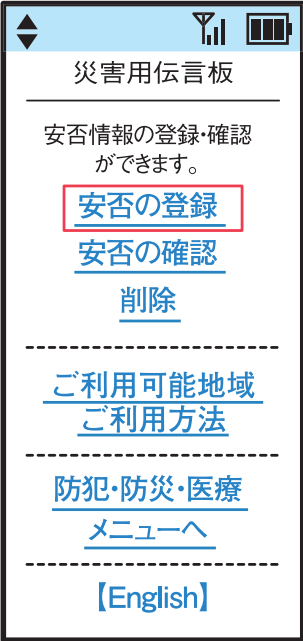
# NTT docomo 災害用伝言板

震度6弱以上の地震などの大きな災害が発生したときにドコモの携帯電話から自身の安否情報を登録することができます。

## 伝言の登録

伝言の登録は、iモード またはspモードをご契約されているお客様が対象となります。

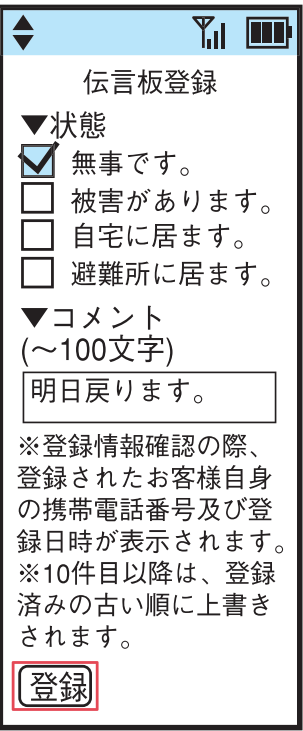


- iメニューまたはdメニューのトップから「災害用安否確認」を選択します(大規模な災害が発生したときに表示されます)  


災害用伝言板  
安否情報の登録・確認ができます。  
**安否の登録**  
安否の確認  
削除

ご利用可能地域  
ご利用方法

防犯・防災・医療  
メニューへ

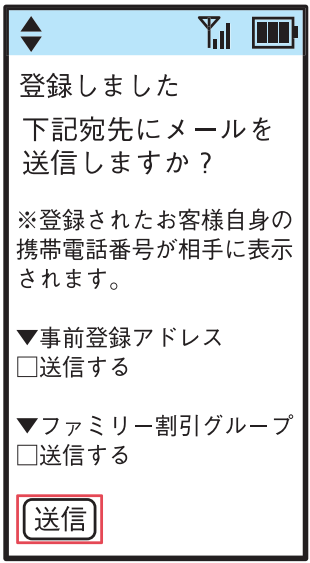
[English]
- 「安否の登録」を選択。最大10件まで登録できます  


伝言板登録

▼状態  
 無事です。  
 被害があります。  
 自宅に居ます。  
 避難所に居ます。

▼コメント (~100文字)  
明日戻ります。

※登録情報確認の際、登録されたお客様自身の携帯電話番号及び登録日時が表示されます。  
※10件目以降は、登録済みの古い順に上書きされます。

**登録**
- 「状態」を選択。任意で100文字以内のコメントを入力した後、「登録」を押します  


登録しました  
下記宛先にメールを送信しますか？

※登録されたお客様自身の携帯電話番号が相手に表示されます。

▼事前登録アドレス  
 送信する

▼ファミリー割引グループ  
 送信する

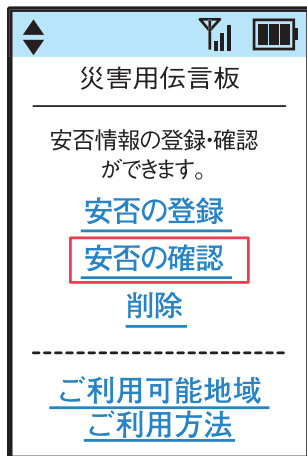
**送信**
- 登録完了。  
設定したアドレスに登録内容を通知する場合は、「送信」を押します。
  - メッセージは、一つの災害でのサービスを終了するまで保存されます。
  - 他携帯電話事業者が提供する「災害用伝言サービス」へのアクセスには、パケット通信料がかかります。



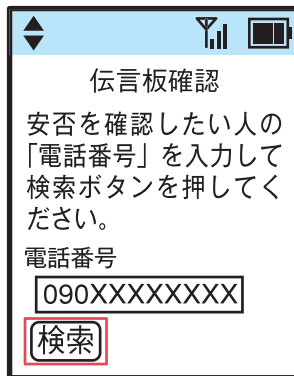
## 伝言の確認



1 iメニューまたはdメニューのトップから「災害用安否確認」を選択します(大規模な災害が発生したときに表示されます)

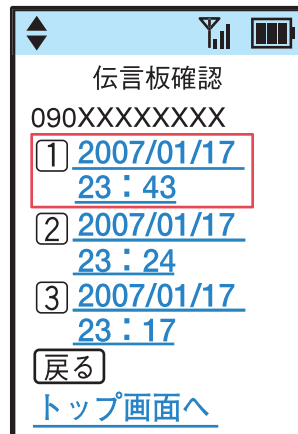


2 「安否の確認」を選択。



3 確認したい人の電話番号を入れ「検索」を押します

※ドコモ以外の携帯電話・PHS各社及び、NTT東西の災害用伝言板サービスに登録されたメッセージも確認できます。(全社一括検索)




4 確認したい安否情報を選択。



- 掲載されている画面はご利用の携帯電話の種類により異なる場合があります。
- iモードまたはspモードからのご利用にあたってはパケット料金は無料です。※画面はイメージです。

スマートフォンの場合は、ドコモの「災害用キット」アプリ、もしくは「dメニュー」トップの「災害用安否確認」から利用できます。詳しくはNTTドコモホームページ ([https://www.docomo.ne.jp/info/disaster/disaster\\_board/guidance\\_sp/index.html](https://www.docomo.ne.jp/info/disaster/disaster_board/guidance_sp/index.html)) から確認してください。

(2) au




# 災害用伝言板サービス

「震度6弱以上の地震などの大きな災害が発生したときに、EZwebやIS NET/LTE NETを利用して自身の安否情報を登録することができます。」

伝言の登録

伝言の登録は、EZwebやIS NET/LTE NETをご契約されているお客さまが対象となります。



**1** 「auポータルトップから「災害用伝言板」を選択します。」

災害用伝言板

被災地域の方のみ安否情報の登録ができます。

[登録](#)  
[確認](#)  
[削除](#)  
[安否お知らせメール設定](#)

---

[サービス概要](#)  
[ご利用地域情報](#)  
[被災地支援 義援金サイト](#)

**2** 「登録」を選択。最大10件まで登録できます

携帯電話番号は自動的に登録されます

**3** 被災状況を選択し、任意で100文字以内のコメントを入力した後に、「登録」を押します

災害用伝言板  
～登録～

被災状況

無事です。

被害があります。

自宅に居ます。

避難所に居ます。

コメントを見て

コメント入力  
(100文字まで)

明日戻ります。

※登録内容確認画面にて、お客様の携帯電話番号および登録日時が表示されます。

[登録](#)

[伝言板トップへ](#)

**4** 登録完了。設定したアドレスに安否情報登録を通知する場合は、「送信」を押します

メッセージは登録からサービス終了まで保存されます(最大10件) IS NETからのご利用にはパケット通信料がかかります。

災害用伝言板  
登録されました

安否情報が登録されたことを以下のアドレスにお知らせします。

1. ●●@ezweb.ne.jp  
2. ▲▲@docomo.ne.jp  
3. ◆◆@softbank.ne.jp

よろしければ「送信」を押してください。宛先を変更する場合は「再設定」を押してください。

[送信](#)  
[再設定](#)

---

[伝言板トップへ](#)

※伝言板トップへ移動すると安否お知らせメールは送信されません。



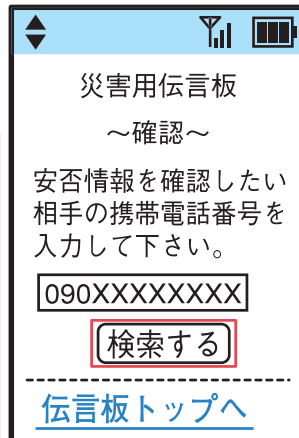
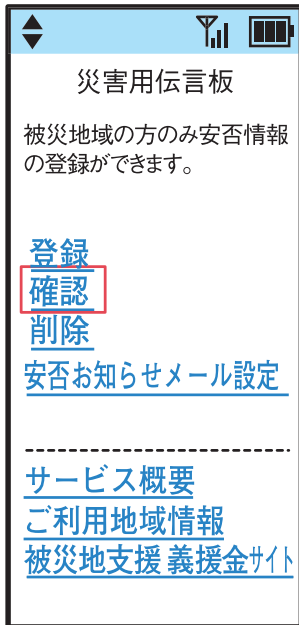
震度6弱以上の地震などの大きな災害が発生したときに、EZwebやIS NET/LTE NET およびインターネット経由で家族や友人の安否情報を確認することができます。

<http://dengon.ezweb.ne.jp/>

## 伝言の確認



1 「auポータルトップから「災害用安否確認」を選択します。」

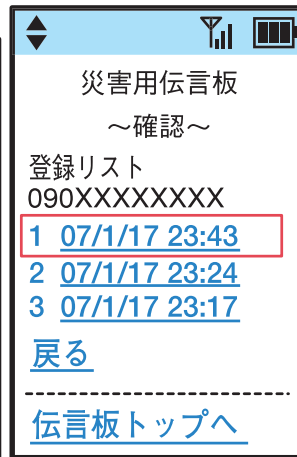


3 確認したい人の電話番号を入れ「検索する」を押します

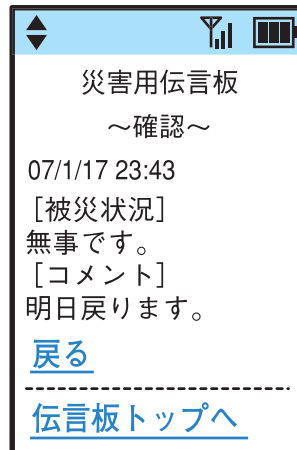
「※au携帯電話以外の他社携帯電話、PHS各社及び、NTT東西の災害用伝言板サービスにも、伝言が登録されているかを検索し、登録されている各社伝言板のリンクを表示します。」

2 「確認」を選択。➔

●auケータイからのご利用にあたってはパケット通信料がかかりません。ただし、IS NETからのご利用やau以外の伝言の確認にはパケット通信料がかかります。



4 確認したい安否情報を選択。



スマートフォンの場合は、+メッセージ公式アカウント au 災害対策、au 災害対策アプリ、もしくは WEB ブラウザから利用できます。詳しくは au ホームページ (<https://www.au.com/mobile/anti-disaster/saigai-dengon/sp-usage/>) から確認してください。

(3) ソフトバンク



# 災害用伝言板サービス

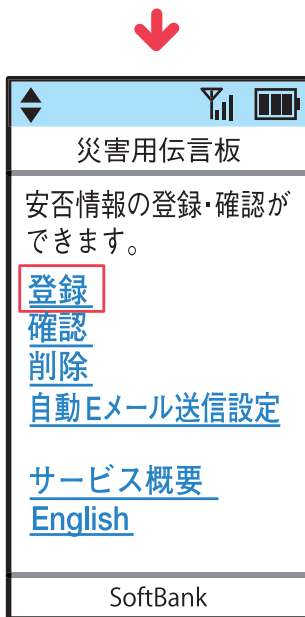
震度6弱以上の地震などの大きな災害が発生したときに、Yahoo!ケータイを利用して自身の安否情報を登録することができます。

## 伝言の登録

伝言の登録は、S!ベーシックパックにご加入されているお客様が対象となります。

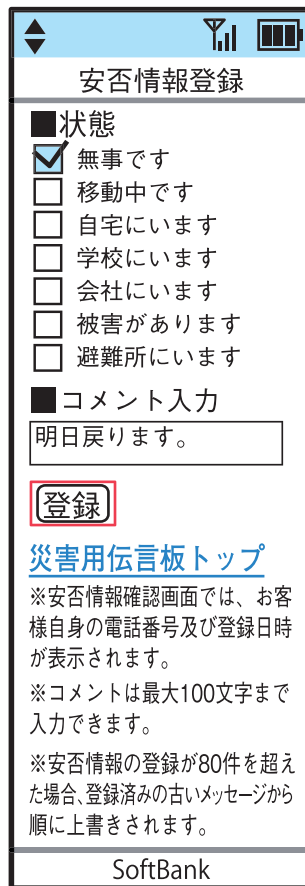


1 Yahoo!ケータイのトップから「災害用伝言板」を選択します

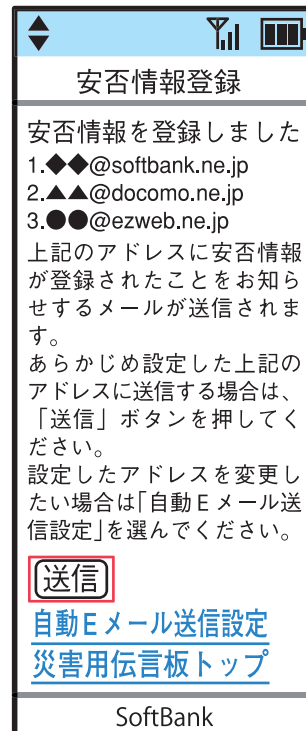


2 「登録」を選択。最大80件まで登録できます

携帯電話番号は自動的に登録されます



3 状態を選択し、任意で100文字以内のコメントを入力したあとに「登録」を押します



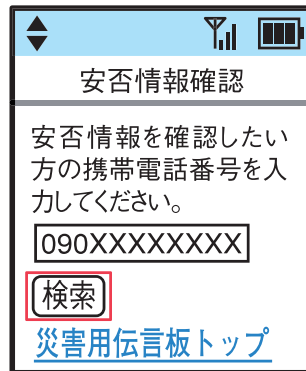
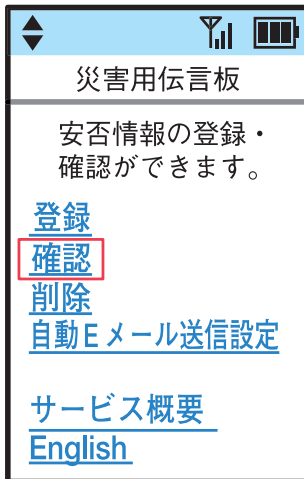
4 登録完了。設定したアドレスに安否情報登録を通知する場合は「送信」を押します  
1 災害における災害用伝言板終了時まで保存されます

震度6弱以上の地震などの大きな災害が発生したときに、Yahoo!ケータイおよびインターネット経由で家族や友人の安否情報を確認することができます。Yahoo!ケータイ以外の携帯電話をお使いの方やご家庭のパソコンからもご確認いただけます。  
<http://dengon.softbank.ne.jp/>

## 伝言の確認

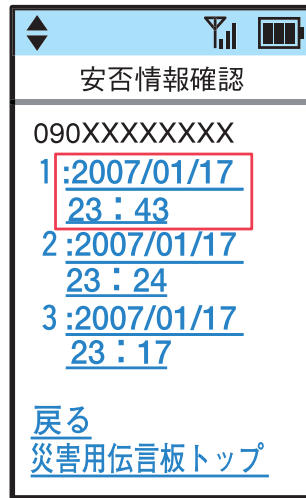


- 1 Yahoo!ケータイのトップから「災害用伝言板」を選択します



- 3 確認したい人の携帯電話番号を入れ「検索」を押します

※確認したい電話番号がソフトバンク携帯電話の番号ではなかったとき、全社一括検索機能により、当該事業者に登録された安否情報を検索・表示します。



- 4 確認したい安否情報を選択。

- 2 「確認」を選択。

- 掲載されている画面はご利用の携帯電話の種類により異なる場合があります。
  - Yahoo!ケータイのトップからのご利用にあたってはパケット料金がかかりません。
  - 他携帯電話事業者が提供する災害用伝言サービスへのアクセスには、パケット通信料がかかります。
- ※画面はイメージです。



スマートフォンの場合は、「災害用伝言版」アプリから利用できます。詳しくはソフトバンクのホームページ (<https://www.softbank.jp/mobile/service/dengon/boards/>) から確認してください。

(4) Y!mobile



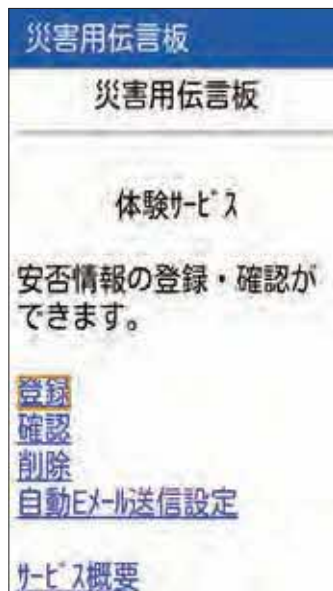
# 災害用伝言板サービス

震度6弱以上の地震などの大きな災害は発生したときに、ワイモバイル(携帯)の携帯電話を利用して自身の安否状況を登録することができます

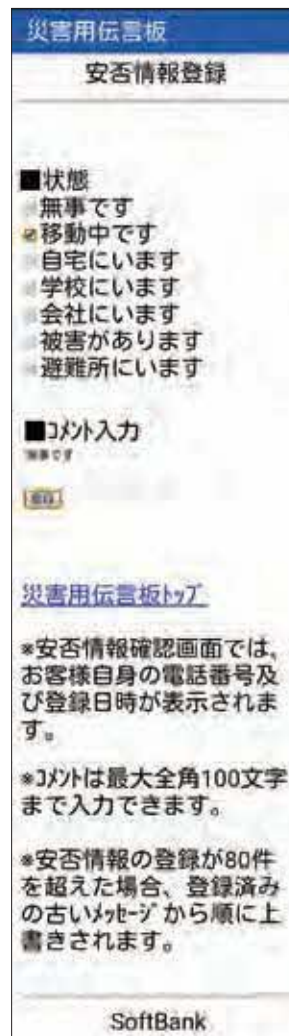
## 伝言の登録



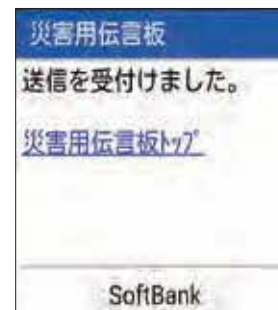
**1** 公式サイトトップまたは緊急・災害メニューから「災害用伝言板」を選択。



**2** 「登録」を選択。最大80件まで登録できます。



**3** 状態を選択し、任意で100文字以内のコメントを入力したあとに「登録」を押すと送信完了です。

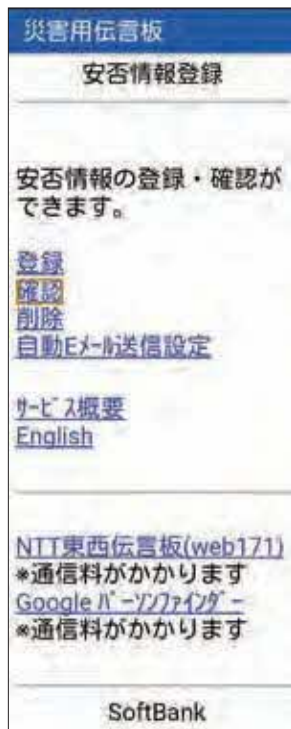


## 伝言の確認

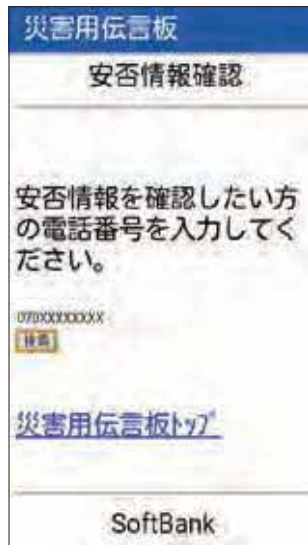


1 公式サイトトップまたは緊急・災害メニューから「**災害用伝言板**」を選択。

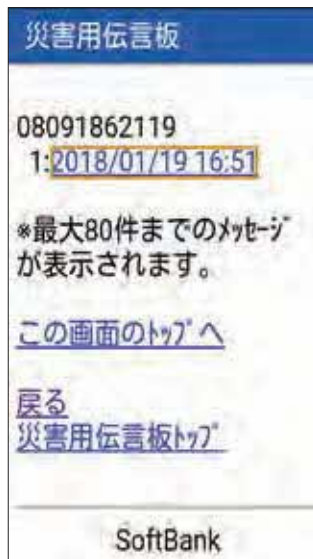
2 「**確認**」を選択。



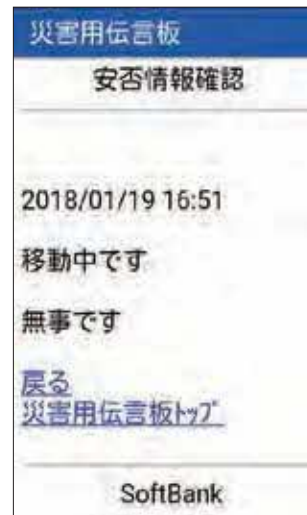
3 安否情報を確認したい方の携帯電話番号を入力し、「**検索**」を押します。



4 確認したい安否情報を選択します。



5 登録されている被災状況とコメントを確認することができます。



以降、各事業者の災害用伝言板の案内に従ってご確認ください。

スマートフォンの場合は、「災害用伝言板」アプリから利用できます。詳しくはY!モバイルのホームページ (<https://www.ymobile.jp/service/dengon/>) から確認してください。

### 3 「J-anpi」による安否情報の確認

J-anpiでは「1 「災害用伝言サービス」への伝言の登録・確認」で登録された安否情報をはじめ、自治体・企業などが発信する安否情報を一元的にまとめて検索・参照することができます。

#### 〈J-anpiのご利用方法〉

パソコン、携帯電話（スマートフォン、フィーチャーフォン）から以下のいずれかの方法でアクセス。

- ・右のQRコードを読み込み
- ・ブラウザのアドレスバーに「anpi.jp」と入力
- ・検索サイトにて「安否情報まとめて」で検索



1. 確認したい方の名前または電話番号を入力し検索ボタンを押す。  
(例)  
お名前：「東京」  
電話番号：「0312345678」  
のいずれかを入力して検索する。

2. 対象が複数ある場合は選択または絞り込み検索。  
※複数ヒットしない場合、3へ

3. 安否情報を確認。

※J-anpiのご利用は無料ですが、携帯電話からご利用の場合は、ご契約されている携帯電話にて所定のパケット通信料が発生します。

### 4 各事業者サービスの体験利用日

NTT東日本による災害用伝言ダイヤルおよび災害用伝言板、通信各社災害用伝言板、J-anpiによる安全情報確認は、以下の日程で体験利用することが可能です。

- (1) 毎月1日と15日(00:00～24:00)
- (2) 正月三が日(1月1日(00:00)から1月3日(24:00)まで)
- (3) 関東大震災を踏まえた「防災の日(9月1日)」を含む、「防災週間(8月30日(9:00)から9月5日(17:00)まで)」
- (4) 阪神・淡路大震災を踏まえた「防災とボランティア週間(1月15日(9:00)から21日(17:00)まで)」



## 第7 情報等の入手先

### 1 九都県市防災・危機管理対策委員会

ホームページ（パソコン） <http://www.9tokenshi-bousai.jp/>

（携 帯） <http://www.9tokenshi-bousai.jp/i/>

### 2 防災情報

No	都県市名	ホームページ	
1	埼玉県	PC	<a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/theme/anzen/index.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/theme/anzen/index.html</a>
		携帯	<a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/theme/anzen/index.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/theme/anzen/index.html</a>
		Twitter	pref_saitama（埼玉県庁）※防災情報専用ではありません
2	千葉県	PC	<a href="https://www.bousai.pref.chiba.lg.jp/portal/">https://www.bousai.pref.chiba.lg.jp/portal/</a>
		携帯	<a href="https://www.bousai.pref.chiba.lg.jp/portal/mobile/index.jsp">https://www.bousai.pref.chiba.lg.jp/portal/mobile/index.jsp</a>
		Twitter	chibaken_saigai（千葉県防災）
3	東京都	PC	<a href="https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/">https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/</a>
		携帯	<a href="https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/mobile/">https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/mobile/</a>
		Twitter	tokyo_bousai（東京都防災）
4	神奈川県	PC	<a href="https://www.bousai.pref.kanagawa.jp/">https://www.bousai.pref.kanagawa.jp/</a>
		携帯	<a href="https://www.bousai.pref.kanagawa.jp/">https://www.bousai.pref.kanagawa.jp/</a>
		Twitter	saitai_kanagawa（神奈川県くらし安全防災局危機管理防災課）
5	横浜市	PC	<a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/kikikanri/infomation.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/kikikanri/infomation.html</a>
		携帯	<a href="http://www.bousai-mail.jp/yokohama/">http://www.bousai-mail.jp/yokohama/</a> （市役所ポータル）
		Twitter	yokohama_saigai（横浜市総務局危機管理室）
6	川崎市	PC	<a href="https://portal.kikikanri.city.kawasaki.jp/">https://portal.kikikanri.city.kawasaki.jp/</a>
		携帯	<a href="https://portal.kikikanri.city.kawasaki.jp/m/">https://portal.kikikanri.city.kawasaki.jp/m/</a>
		Twitter	kawasaki_bousai（川崎市危機管理本部）
7	千葉市	PC	<a href="http://portal.bosai.city.chiba.lg.jp/">http://portal.bosai.city.chiba.lg.jp/</a> （防災ポータル）
		携帯	<a href="http://portal.bosai.city.chiba.lg.jp/i/index.html">http://portal.bosai.city.chiba.lg.jp/i/index.html</a> （防災ポータル）
		Twitter	Chiba_city_PR（千葉市広報広聴課）※防災情報専用ではありません
8	さいたま市	PC	<a href="https://www.city.saitama.jp/bousai/index.html">https://www.city.saitama.jp/bousai/index.html</a>
		携帯	<a href="http://www.city.saitama.jp/">http://www.city.saitama.jp/</a> （市役所ポータル）
		Twitter	SaitamaCityPR（さいたま市広報課）※防災情報専用ではありません
9	相模原市	PC	<a href="https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/bousai/index.html">https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/bousai/index.html</a>
		携帯	<a href="https://mobile.city.sagamihara.kanagawa.jp/">https://mobile.city.sagamihara.kanagawa.jp/</a> （市役所ポータル）
		Twitter	@sagamihara_kiki（相模原市災害情報）

### 3 ラジオ放送局

#### (1) 全国局

No	放送局名	周波数	備考
1	NHK第一	594 KHz	
2	NHK第二	693 KHz	
3	AFN	810 KHz	英語放送
4	TBSラジオ	954 KHz	
5	文化放送	1134 KHz	
6	ニッポン放送	1242 KHz	
7	ラジオ日本	1422 KHz	
8	NHK FM	82.5 KHz	
9	FM NACK 5	79.5 MHz	
10	BAY FM	78.0 MHz	
11	TOKYO FM	80.0 MHz	
12	J-WAVE	81.3 MHz	
13	FM YOKOHAMA	84.7 MHz	
14	INTER FM	(東京) 76.1 MHz (横浜) 76.5 MHz	英語放送

#### (2) 地方局

No	自治体名	放送局名	周波数
1	入間市	FM チャッピー	77.7 MHz
2	鴻巣市	フラワーラジオ	76.7 MHz
3	さいたま市浦和区	REDS WAVE	87.3 MHz
4	朝霞市	ナナコライブリーエフエム	77.5 MHz
5	川口市	FM Kawaguchi	85.6 MHz
6	越谷市	ハローハッピー こしがやエフエム	86.8 MHz
7	入間郡三芳町	発するFM	84.0 MHz
8	熊谷市	FM クマガヤ	87.6 MHz
9	秩父市	ちちぶエフエム	79.0 MHz
10	深谷市	FM ふっかちゃん	88.5 MHz
11	川越市	ラジオ川越	88.7 MHz
12	本庄市	はぐくみラジオ	89.3 MHz
13	木更津市	かずさエフエム	83.4 MHz
14	市川市	市川うららFM	83.0 MHz
15	市原市	いちはらFM	76.7 MHz
16	成田市	Radio NARITA	83.7 MHz
17	八千代市	FM ふくろう	85.8 MHz
18	千葉市中央区	SKYWAVE FM	89.2 MHz
19	武蔵野市	むさしのFM	78.2 MHz
20	葛飾区	かつしかFM	78.9 MHz
21	江戸川区	FM えどがわ	84.3 MHz
22	西東京市	エフエム西東京	84.2 MHz
23	調布市	調布FM	83.8 MHz
24	中央区	Radio City	84.0 MHz
25	世田谷区	エフエム世田谷	83.4 MHz
26	江東区	大江戸放送局	88.5 MHz
27	東村山市	多摩レイクサイドFM	79.0 MHz
28	立川市	エフエムたちかわ	84.4 MHz
29	渋谷区	渋谷のラジオ	87.6 MHz
30	八王子市	Tokyo Star Radio	77.5 MHz

No	自治体名	放送局名	周波数
31	東久留米市	TOKYO854 くるめら	85.4 MHz
32	府中市	ラジオフューズ	87.4 MHz
33	品川区	FM しながわ	88.9 MHz
34	狛江市	コマラジ	85.7 MHz
35	逗子市	湘南ビーチ FM	78.9 MHz
36	平塚市	FM 湘南ナパサ	78.3 MHz
37	横須賀市	FM・ブルー湘南	78.5 MHz
38	鎌倉市	鎌倉エフエム	82.8 MHz
39	藤沢市	レディオ湘南	83.1 MHz
40	川崎市	かわさき FM	79.1 MHz
41	相模原市中央区	FM HOT 839	83.9 MHz
42	大和市	FM やまと	77.7 MHz
43	横浜市青葉区	FM サルース	84.1 MHz
44	小田原市	FM おだわら	87.9 MHz
45	横浜市戸塚区	エフエム戸塚	83.7 MHz
46	愛甲郡清川村	むらラジ やまラジ 836	83.6 MHz
47	海老名市	FM カオン	84.2 MHz
48	中郡大磯町	FM 湘南マジックウェイブ	85.6 MHz
49	横浜市中区	マリン FM	86.1 MHz

## 第8 災害時帰宅支援ステーション協力事業者

### 1 九都県市の協定に基づく災害時帰宅支援ステーション（主な店舗）

#### (1) コンビニエンスストア

● セブン - イレブン	● ファミリーマート
● ローソン	● ミニストップ
● ローソンストア 100	● デイリーヤマザキ
● ナチュラルローソン	● ニューヤマザキデイリーストア
● 生活彩家	● ポプラ

#### (2) ファストフード・ファミリーレストラン

● 吉野屋	● モスバーガー
● カレーハウスCOCO壱番屋	● デニーズ
● タリーズコーヒー	● ミスタードーナツ
● 山田うどん	● 天井てんや
● ロイヤルホスト	● 味の民芸
● 和食さと	● 和食麺処サガミ
● シェーキーズ	● シズラー
● 焼肉の和民	● TGIフライデーズ

#### (3) 居酒屋

● ミライザカ	● 三代目 烏メロ
● はな（花）の舞	● さかなや道場

#### (4) カラオケスペース

● カラオケまねきねこ	● ビッグエコー
● カラオケバンバン	● カラオケ館
● カラオケルーム歌広場	● カラオケの鉄人
● コート・ダジュール	● JOY SOUND
● カラオケマック	● カラオケALL
● シダックス	● カラオケモコモコ
● パセラ	● バンガローハウス

#### (5) その他

● オートボックス	● 快活CLUB
● スーパーオートボックス	● ケアパートナー
● ナポリの窯	

※令和3年8月時点で、10以上ある店舗を掲載

## 2 各都県市の協定に基づく災害時帰宅支援ステーション

### (1) ガソリンスタンド

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の石油商業組合加盟のガソリンスタンド

### (2) その他

東京都内の都立学校、日産自動車・トヨタ自動車系販売店、農業協同組合等、神奈川県内の日産系自動車販売店等とも協定を締結しており、災害発生時には「災害時帰宅支援ステーション」となります。

# やさしい日本語（にほんご）

## 第1 災害時帰宅支援ステーション（さいがいじ きたく しえん すていしょん）

災害（さいがい）＜大（おお）きな 地震（じしん） など＞があると電車（でんしゃ）や バス（ばす）が 動（うご）かなく なります。

自分（じぶん）の 家（いえ）に 帰（かえ）る ことのできない 人（ひと）や 自分（じぶん）の 家（いえ）に 歩（ある）いて 帰（かえ）る 人（ひと）を「帰宅困難者」（きたく こんなんしゃ）と 言（い）います。

「災害時帰宅支援ステーション」（さいがいじ きたく しえん すていしょん）は、「帰宅困難者」（きたく こんなんしゃ）を 助（たす）ける ところです。水道（すいどう）の 水（みず） トイレ（といれ） 道路情報（どうろ じょうほう）＜歩（ある）くことのできる 道（みち）の 情報（じょうほう）＞を 知（し）らせます。ステッカー（すてっかー）を 店（みせ）の 前（まえ）に 出（だ）します。

【「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」（さいがいじに おける きたく こんなんしゃ しえんに かんする きょうてい）で 決（き）まっています。】

### 1. コンビニエンス ストア（コンビニえんす すとあ）、ファミリー レストラン（ふあみりい れすとらん）



### 2. ガソリン スタンド（がそりん すたんど）



埼玉県（さいたまけん）



千葉県（ちばけん）

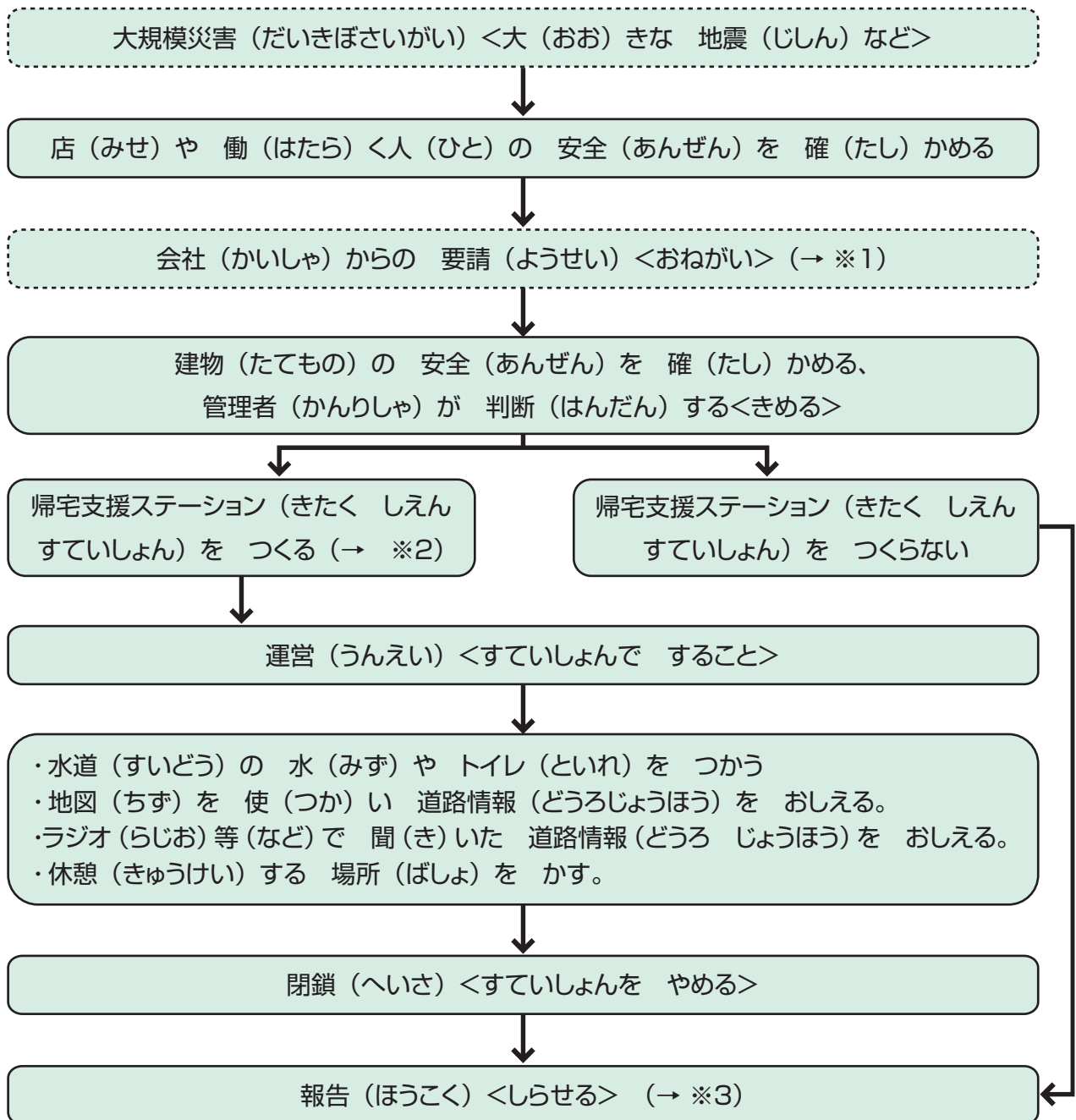


東京都（とうきょうと）



神奈川県（かながわけん）

## 第2 災害時帰宅支援ステーション（さいがいじ きたくしえん すていしょん）の運営（うんえい）フロー（ふろー）



- ※1 通信（つうしん）＜でんわや いんたーねっと＞や 被害（ひがい）＜たてものが こわれる＞の 状況（じょうきょう）＜ようす＞で 店（みせ）に 要請（ようせい）＜きたく しえん すていしょんを つくる おねがい＞が こないことも あります。その時（とき）は 店（みせ）の 人（ひと）が 自分（じぶん）で 決（き）めてください。（→ P.30 Q&A 4）
- ※2 きたく しえん すていしょんを はじめる ときは、店（みせ）の まえに「のぼり旗（はた）」を だしてください。（→ P.30 Q&A 5）
- ※3 きたく しえん すていしょんを しめて 30にちくらい あとに 会社（かいしゃ）が 開設状況（かいせつ じょうきょう）を 報告（ほうこく）＜しらせる＞して ください。（→ P.31 Q&A 11）

## 第3 帰宅困難者（きたく こんなんしゃ） 支援（しえん）〈たすける〉

店（みせ）が 壊（こわ）れていなくて 従業員（じゅうぎょういん）〈みせではたらく ひと〉が 働（はたら）くことができる 時（とき）は 帰宅困難者（きたく こんなんしゃ）に つぎの ことを してください。

### 1 水（みず）



帰宅困難者（きたく こんなんしゃ）が 水道（すいどう）の 水（みず）を つかう。

### 2 トイレ（といれ）



帰宅困難者（きたく こんなんしゃ）が トイレ（といれ）を つかう。

### 3 情報（じょうほう）



帰宅困難者（きたく こんなんしゃ）に 地図（ちず）を つかった 道路（どうろ）の情報（じょうほう）や ラジオ（らじお）や テレビ（てれび）で わかった こと〈あるくこと〉ができる みち〉を しらせます。

### 4 休憩場所（きゅうけい ばしょ）〈やすむ ところ〉

ガソリンスタンドは 帰宅困難者（きたく こんなんしゃ）が 店（みせ）の サービスルーム（さあびす るうむ）などを使（つか）えるように してください。カラオケボックス（からおけ ぼっくす）や ファミリーレストラン（ふあみりいれすとらん）でも 帰宅困難者（きたく こんなんしゃ）が イス（いす）を使（つか）うことができるように してください。

災害時帰宅支援ステーション（さいがいじ きたく しえん すていしょん）は 9 都府県市（と けん し）のほか 関西広域連合（かんさい こういき れんごう）など、2021 ねん 10 がつで 43 の都道府県（と どう ふ けん）で 協定（きょうてい）が 結（むす）ばれています。



## 第4 帰宅困難者（きたく こんなんしゃ）を たすけるQ&A

**Q1** 災害時帰宅支援ステーション（さいがいじ きたく しえん すていしょん）は  
かならず 帰宅困難者（きたく こんなんしゃ）を 助（たす）けるのですか？

**A1** 災害（さいがい）＜大（おお）きな地震（じしん）など＞が あると 店（みせ）  
で 働（はたら）く 人（ひと）も 被災者（ひさいしゃ）＜じしんなどで こまる  
ひと＞に なります。

帰宅困難者（きたく こんなんしゃ）を 助（たす）けることが できない 時（とき）  
は「可能（かのう）な 支援（しえん）」＜できる こと＞を してください。水（みず）  
電気（でんき）ガス（がす）が でない 時（とき）には 帰宅困難者（きたく こんなんしゃ）に 休（やす）む 場所（ばしょ）を 貸（か）して ください。

**Q2** 「帰宅困難者（きたく こんなんしゃ）を 助（たす）ける」こと と「店（みせ）  
で 働（はたら）く 人（ひと）が 自分（じぶん）の 家（いえ）に 帰（かえ）る」  
ことは どちらが 大事（だいじ）ですか？

**A2** 店（みせ）で 働（はたら）く人（ひと）と 店（みせ）を 使（つか）う人（ひと）  
の 安全（あんぜん）が 大事（だいじ）です。次（つぎ）に 店（みせ）の 建物（たてもの）の  
安全（あんぜん）です。店（みせ）が 安全（あんぜん）ならば 店（みせ）で 働（はたら）く人（ひと）は  
帰宅困難者（きたく こんなんしゃ）を 助（たす）けて ください。

**Q3** 次（つぎ）の ような 時（とき）は 帰宅困難者（きたく こんなんしゃ）を  
助（たす）けなく ても よいのですか？

①余震（よしん）＜あとで くる じしん＞で 店（みせ）の 建物（たてもの）が  
こわれた。

②避難指示（ひなん しじ）【避難所（ひなんじょ）＜みんなが にげる ところ＞  
に いく】が 出（で）た。

③近（ちか）くで 火事（かじ）が おきた。

**A3** 次（つぎ）の ような 時（とき）は 帰宅困難者（きたく こんなんしゃ）を 助  
（たす）けなく ても よいのです。

①店（みせ）の 建物（たてもの）が こわれた。

②避難指示（ひなん しじ）＜避難所（ひなんじょ）に いく＞が 出（で）た。

③避難指示（ひなん しじ）＜避難所（ひなんじょ）に いく＞が 出（で）たか  
どうか わからない。

④建物（たてもの）や 近（ちか）くで 火事（かじ）があった。がけ崩れ（がけく  
ずれ）＜やまが こわれる＞が あった。

Q 4 災害（さいがい）＜大（おお）きな 地震（じしん）など＞が あり 会社（かいしゃ）から 災害時帰宅支援ステーション（さいがいじ きたく しえん すていしょん）を つくる 要請（ようせい）＜おねがい＞が ない とき 何（なに）を すれば よいのですか？

A 4 会社（かいしゃ）の 被害（ひがい）＜たてものが こわれる＞が ある ときは 災害時帰宅支援ステーション（さいがいじ きたく しえん すていしょん）を つくる 要請（ようせい）＜おねがい＞が ない ときも あります。

店（みせ）の 建物（たてもの）の 安全（あんぜん）を 確（たし）かめて ください。店（みせ）の 建物（たてもの）の 安全（あんぜん）が わかったとき だけ 公共交通機関（こうきょう こうつう きかん）＜でんしゃ バス（ばす） ちかてつ＞が 止（と）まっている ときは それぞれの店（みせ）で 判断（はん だん）＜決（き）めて＞して 災害時帰宅支援ステーション（さいがいじ きたく しえん すていしょん）を 作（つく）って ください。

Q 5 「のぼり旗」（のぼりばた）は、どのように 使（つか）うのですか？

A 5 ①ポール（ぼおる）が ある

⇒ポール（ぼおる）を つかって「のぼり旗」（のぼりばた）を 店（みせ）の 外（そと）に 出（だ）してください。

②ポール（ぼおる）が ない

⇒「のぼり旗」（のぼりばた）を 店（みせ）の 窓（まど）に 貼（は）って ください。



Q 6 帰宅困難者（きたく こんなんしゃ）に 飲料水（いんりょうすい）＜のむ みず＞を 売（う）っても よいのですか？

A 6 次（つぎ）のような 無償提供（むしょう ていきょう）＜0円で あげる。 おかねを もらわない＞は それぞれの店（みせ）で 判断（はん だん）して＜決（き）めて＞ ください。

①飲料水（いんりょうすい）＜のむ みず＞を うる。

②コピー機（こぴい き）＜コピー（こぴい）をする きかい＞を つかう。

③携帯電話（けいたい でんわ）の 充電（じゅうでん）＜でんきを 入れる＞

Q 7 帰宅困難者（きたく こんなんしゃ）が 水道（すいどう）の 水（みず）を 飲（の）む ときは？

A 7 店（みせ）に あれば マグカップ（まぐかっぷ）、湯飲み（ゆのみ）、紙コップ（かみ こっぷ）を 使（つか）ってください。



**Q8 水道(すいどう)の水(みず)が使(つか)えないときはどのようにしますか?**

**A8** 水道(すいどう)の水(みず)が使(つか)えないときは「断水(だんすい)により水道水(すいどうすい)の提供(ていきょう)はできません」と紙(かみ)に書(か)いてください。

清涼飲料水(せいりょう いんりょうすい)〈みず、ジュース(じゅうす)、コーラ(こおら)など〉を無料(むりょう)〈0円(えん)〉であげる必要(ひつよう)はありません。

**Q9 情報(じょうほう)の提供(ていきょう)〈いろいろなことをおしえる〉とはなんですか?**

**A9** 帰宅道路(きたく どうろ)〈じぶんのいえにかえるみち〉の情報(じょうほう)〈どうろのちずなど〉やテレビ(てれび)、ラジオ(らじお)で知(し)った情報(じょうほう)を教(おし)えることです。

**Q10 災害時帰宅支援ステーション(さいがいき きたく しえん すていしょん)の支援(しえん)〈たすけること〉は何日(なんにち)くらいしますか?**

**A10** 通勤(つうきん)〈かいしゃへいく〉・通学(つうがく)〈がっこうへいく〉、買い物(かいもの)の人(ひと)が歩(ある)いて自分(じぶん)の家(いえ)まで帰(かえ)るにはだいたい7日間(にちかん)かかります。それぞれの店(みせ)で判断(はんだん)〈決(き)めて〉してください。

【数時間(すうじかん)～7日以上(7にち)よりもながいでもよいです】

**Q11 開設状況(かいせつ じょうきょう)の報告(ほうこく)はいつ、どのようにしますか?**

**A11** 発災(はっさい)〈じしんやたいふうがあったとき〉からだいたい1ヶ月(いっかげつ)〈30にち〉あとの会社(かいしゃ)がつぎの報告(ほうこく)をします。

①開設(かいせつ)の有無(うむ)〈すていしょんをひらいたかひらかなかったか〉

②開設(かいせつ)しなかった理由(りゆう)〈なぜすていしょんをひらかなかったのか〉。

## 第5 けがの知識(ちしき)

### 手当(てあて)の 方法(ほうほう) <けがを なおす ほうほう>

#### 1 打撲(だぼく)



患部(かんぶ) <けがを した ところ>に 湿布薬(しつぷやく) <ひやすくすり>を はります。

湿布薬(しつぷやく)が ない ときは 氷水(こおりみず) <こおりと みず>を ビニール袋(びにいろふくろ) <びにいる ぶくろ>に 入れて 冷(ひ)やします。

ぬれた タオル(たおる)で 腫(は)れを 和(やわ)らげます。



#### 2 ねんざ(ねんざ)・脱臼(だっきゅう)



患部(かんぶ) <けがを した ところ>に 湿布薬(しつぷやく) <ひやすくすり>を はります。脱臼(だっきゅう)は 三角巾(さんかくきん) 布(ぬの)で 患部(かんぶ) <けがを した ところ>の 関節(かんせつ)が 動(うご)かない ように します。

無理(むり)に 動(うご)かさないうで ください。

#### 3 骨折(こっせつ) <ほねを おる>



患部(かんぶ) <けがを した ところ>に 添え木(そえぎ) <ぼうや き>を つけて、布(ぬの)で 縛(しば)ります。

添え木(そえぎ)は ダンボール(だんぼうる)や 雑誌(ざっし)でも つかえます。患部(かんぶ) <けがを した ところ>を 動(うご)かさないうで ください。

#### 4 やけど<あついものに さわった けが>



痛(いた)みが とれるまで、水道水(すいどうすい) <すいどうのみず>で 冷(ひ)やします。

服(ふく)の 上(うえ)から やけどを した ときは、服(ふく)の 上(うえ)から ひやします。冷やした後は、清潔(せいけつ) <きれい>な ガーゼ(があげ)か タオル(たおる)で 覆(おお)います<まき ます>。



## 5 外傷(がいしょう)〈けが〉や 出血(しゅつけつ)〈ちが てる〉

傷口(きずぐち)〈けがをした ところ〉を 清潔(せいけつ)〈きれい〉な 水(みず)で 洗(あら)います。



傷口(きずぐち)〈けがをした ところ〉を 心臓(しんぞう)より 高(たか)い ところにおいて ください。止血(しけつ)〈ちを とめる〉する ときは ガーゼ(があげ)を 傷口(きずぐち)〈けがをした ところ〉にあてます。手(て)で 強(つよ)く 押(お)さえます。

止血(しけつ)〈ちを とめる〉が できない ときや 骨折(こっせつ)〈ほねを おる〉で 押(お)さえる ことが できないときは 傷口(きずぐち)〈けがをした ところ〉より 心臓(しんぞう)の 近(ちか)くの 動脈(どうみゃく)を タオル(たおる)などで 縛(しば)って ください。30分(ふん)に 1回(かい)は 緩(ゆる)めて ください。

止血(しけつ)〈ちを とめる〉を する ときは 感染防止(かんせん ぼうし)のため ビニール(びにいろ)や ゴム(ごむ)の 手袋(てぶくろ)や ビニール袋(びにいろ ぶくろ)を つかいます。

※三角巾(さんかくきん)は からだの どこでも つかえます。止血(しけつ)〈ちを とめる〉や ガーゼ(があげ)と して つかえます。



## 6 貧血(ひんけつ)・気分(きぶん)が 悪(わる)い



頭(あたま)を 低(ひく)く して 顔(かお)を 横(よこ)にして 寝(ね)かせます。

ベルト(べると)、ネクタイ(ねくたい)を ゆるめます。



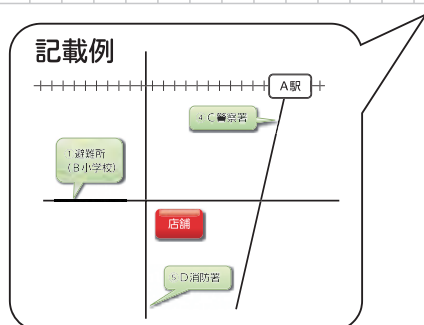
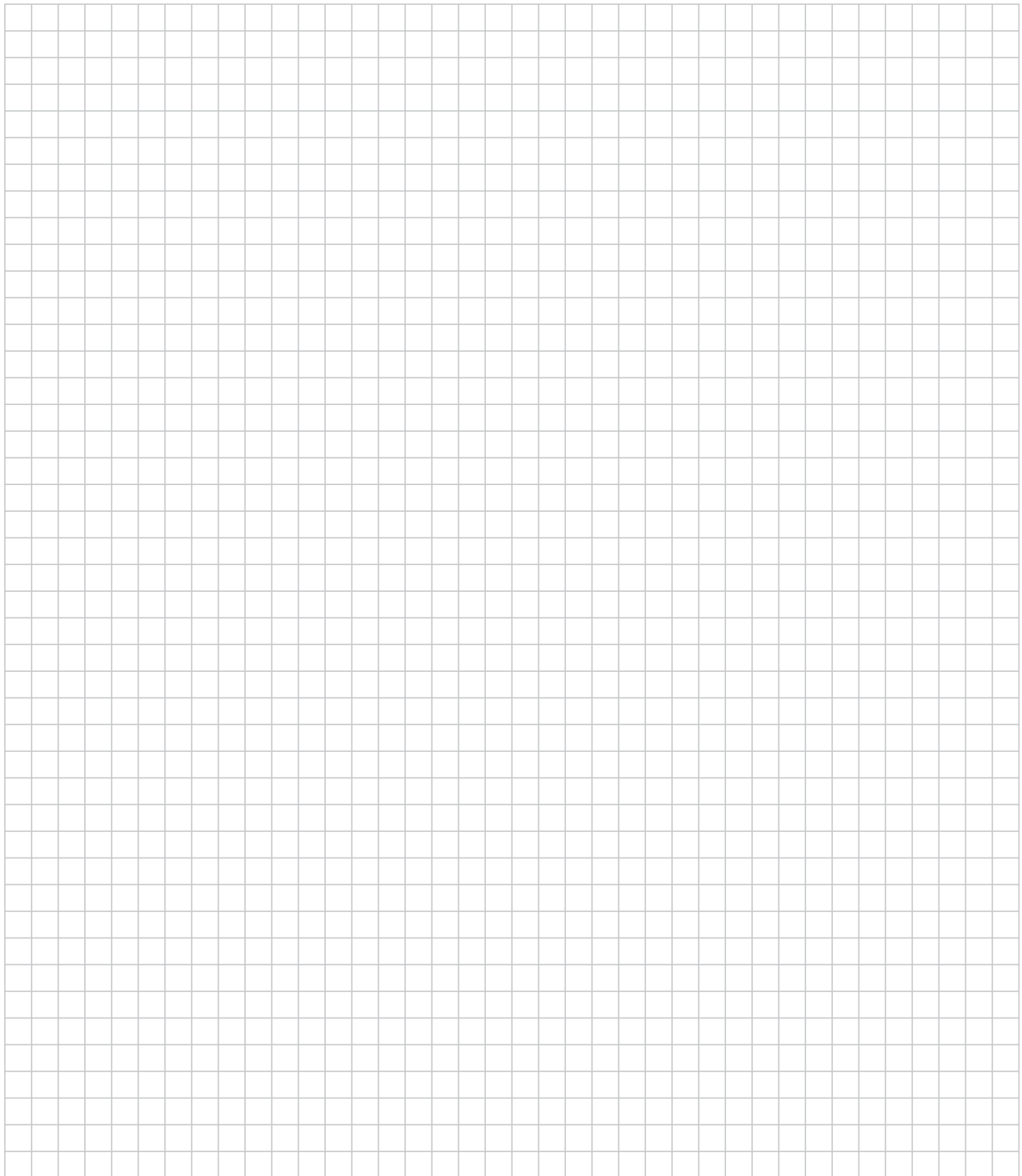
風通(かぜとお)しの よい〈かぜが よく ながれる〉 空気(くうき)の 清潔(せいけつ)〈きれい〉な ばしょで 安静(あんせい)〈うごか ない、しずかに する〉に します。

寒(さむ)い ときは 毛布(もうふ)をかけて 保温(ほおん)〈からだを あたたかく する〉を してください。



○事前に、市区町村に問合せの上、店舗周辺の地図を記載するか、貼り付けておくなどして、周辺の避難所等を把握しておきましょう。

※ 自治体が提供している地震防災マップ、ハザードマップなども参考になります。





このハンドブックの内容について、ご質問や不明な点等がございましたら、下記までご連絡ください。

● 発行

九都県市地震防災・危機管理対策部会

● 事務局

九都県市地震防災・危機管理対策部会事務局

(埼玉県危機管理防災部災害対策課災害対策担当)

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL : 048-830-8181 FAX : 048-830-8159

● 発行年月

平成20年6月 第1版 発行

平成22年12月 第2版 発行

平成25年2月 第3版 発行

平成29年12月 第4版 発行

令和5年1月 第5版 発行



この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。